

# 南丹市国際交流会館 公衆無線 LAN「フリースポット」利用規約

## 第 1 条 規約の適用

- (1) 本規約は、公衆無線 LAN サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用者（以下「利用者」といいます。）に適用するものとします。
- (2) 利用者が、本サービスの利用を開始された場合、本規約のすべての内容に同意いただいたものとみなします。

## 第 2 条 サービスの内容

- (1) 本サービスは、南丹市国際交流会館（以下「会館」といいます。）の営業時間内とし、イベントホールと会館 1 階ロビーで提供します。
- (2) 本サービスは、利用者が所持する通信機器（スマートフォン、パソコン等）の無線 LAN 接続機能を使ってインターネットに接続することができます。
- (3) 本サービスの利用料は無料です。ただし、インターネット上の有料サービスは利用者の負担となります。
- (4) 本サービスにおける無線通信規格は、IEEE 802.11n/a/g/b に対応しております。

## 第 3 条 利用者の責務

- (1) 本サービスに接続する通信機器のセキュリティ対策は利用者が行うものとします。
- (2) 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は利用者が行うものとします。回線や電波状況等により利用できない場合がございます。
- (3) 会館利用により既設電源の使用が認められている場合を除き、通信機器等に供給する電源は利用者が準備するものとします。
- (4) 他の利用者の迷惑とならないよう、通信機器の音声は消音の上ご利用ください。

## 第 4 条 利用の記録

利用状況及び不正アクセス確認のため、サービスへの接続状況は記録されます。

## 第 5 条 禁止事項

- (1) 会館もしくは第三者の著作権またはその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為。
- (2) 会館もしくは第三者の財産またはプライバシーを侵害する行為及び侵害するおそれのある行為。
- (3) 会館もしくは第三者に不利益または損害を与える行為及び与えるおそれのある行為。
- (4) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為。
- (5) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (6) 会館が不適切と判断する行為。

## 第 6 条 サービスの変更、中止、廃止等

- (1) 利用者が本規約に違反した場合は、利用を中止することがあります。
- (2) 本サービスは、利用者に通知することなく内容の変更、中止及び廃止を行うことがあります。

## 第7条 免責事項

- (1) 本サービスは、利用者が所持する通信機器の設定、接続等に関する個別の問合せには対応しておりません。
- (2) 本サービスは、回線や電波状況により、その接続や速度は保障されません。
- (3) 本サービスは、通信の完全性や可用性及び機密性を保証するものではありません。
- (4) 本サービスの提供に関して、利用者に生じたあらゆる損害について会館は一切の責任を負いません。

## 第8条 その他

- (1) 本規約の内容は、利用者の承諾を得ることなく、また事前に予告することなく変更することがあります。
- (2) 本規約の変更後に本サービスを利用される場合は、利用者は変更後の本契約に同意いただいたものとみなします。
- (3) 本サービス及び本規約に関して訴訟の必要が発生した場合は、京都地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とします。

## 附則

本規約は、平成26年8月1日より施行するものとします。